

## 東京都立国際高等学校学校運営連絡協議会設置要綱

### 第1（名称）

この会の名称を「東京都立国際高等学校学校運営連絡協議会」（以下、「学校運営連絡協議会」という。）とする。

### 第2（目的）

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

### 第3（所掌事項）

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動および家庭・地域社会との連携について助言する。

### 第4（組織）

1 学校運営連絡協議会の委員は、校長のほか、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する保護者代表1名、同窓会等代表2名、近隣小学校長1名、地域住民代表1名、関係機関2名の計7名とする。

内部委員は、副校長3名、主幹教諭3名の計6名とする。事務局長に経営企画室長を置く。ただし、必要に応じて、関係する教員が出席し、学校の教育活動について説明する。

2 学校運営連絡協議会の中に学校評価委員会を置く。学校評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。学校評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

### 第5（任期）

委員の任期は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

### 第6（役員）

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

1 会長1名、副会長2名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名。

2 会長は校長とする。副会長、学校評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

### 第7（会の開催回数・開催時期）

学校運営連絡協議会は、原則として6月、11月、3月の年3回開催する。

### 第8（会の公開）

学校運営連絡協議会は、原則として公開する。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

### 第9（事務局）

東京都立国際高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、経営企画室長を充てる。事務局員は主幹教諭を充てる。

### 第10（その他）

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

### （附則）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

平成15年4月1日から改正施行する。

平成16年4月1日より改正施行する。

平成17年4月1日より改正施行する。

平成18年4月1日より改正施行する。

平成19年4月1日より改正施行する。

平成22年4月1日より改正施行する。

平成23年4月1日より改正施行する。

平成24年4月1日より改正施行する。

平成26年4月1日より改正施行する。

平成27年4月1日より改正施行する。

平成29年4月1日より改正施行する。